2026 年度放課後かまくらっ子 子どもの家臨時利用について

「子どもの家」は、就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない(居宅内労働は対象)小学生に、放課後の適切な 遊びや生活の場を提供し、家庭的な支援を行う施設です。

放課後子どもひろばは、台風による小学校の臨時休校時になった場合や、インフルエンザなどによる学級閉鎖の対象クラスの対象になった場合はご利用いただけませんが、子どもの家の利用資格を満たしている場合は、子どもの家の臨時利用ができます。(保護者の都合による臨時利用はできません。)

なお、子どもの家の臨時利用は、入所申請手続きが必要です。

1 子どもの家の臨時利用について

- (1)利用資格(次の全てに該当する方が対象です。)
- ア 放課後子どもひろばに登録していること。
- イ お子様、保護者とも鎌倉市に住所を有していること。
- ウ 就労などの理由により保護者が昼間家庭にいないこと(居宅内労働は対象)。
- *就労以外の理由としては産前・産後休暇中を含みますが、育児休業中はご利用できません。
- (2)利用時間



- *インフルエンザ等による学級閉鎖、悪天候による学校閉鎖、地震災害時等の際には、開所時間を変更することがあります。また、お子様の帰り道の安全確保のため、保護者にお迎えのお願いや、早めの帰宅を促す場合があります。
 - (3)休所日 日曜・祝日、年末年始(12月29日~1月3日)
 - (4)利用料金 無料

2 臨時利用(入所申請)手続き

(1)受付について

利用開始希望日の 10 営業日(平日)前まで、随時受付を行います。『臨時子どもの家入所申請書』 及び必要書類を、ご利用の放課後子どもひろばへ提出してください(郵送不可)。

施設受付時間:平日午前10時~12時、土曜日午前9時30分~午後5時。日・祝日を除く。

(2)必要な書類について

施設のホームページから入手することができます。必要書類の記載方法等の詳細については、青少年課ホームページ に記載しておりますのでご確認ください。

- ア 臨時子どもの家入所申請書<u>(※必要に応じて療育手帳や障害者手帳の写し、医師の診断書を添付)</u> *持病・障がい等により、入所に当たって特別な配慮が必要な場合は、入所申請書の該当番号に〇印をつけるか、 内容を記入してください。
- イ 就労等証明書(または保護者の疾病等、就労以外の理由での入所の必要性を証明する書類)
 - *受付期間内に就労等証明書の提出が困難な場合は、『就労等証明書提出遅延届』を代わりに提出し、後日就 労等証明書をご提出ください。
- ウ 子どもの家利用質問表



